

## 公益社団法人向日市シルバー人材センター会費規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人向日市シルバー人材センター定款第7条に定める会費に  
関し、必要な事項を定める。

### (会費の額)

第2条 会員が一事業年度に納入すべき額は、次の各号に定める額とする。

(1) 会費は、別表の額とする。

(2) 会員が年度途中に入会した場合には、別表で定める額を12で除し当該年度の加入月  
数を乗じた額とする。

### (会費の納入)

第3条 会費は、配分金の中から納入することができる。

### (会費の使途)

第4条 前2条に規定する会費は、一事業年度における合計額の80%を上限として当該年  
度の公益目的事業以外に使用することができる。

### (委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、会費に関し必要な事項は、理事会で定める。

### 附 則

- この規程は、定款附則1により、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益  
社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する  
法律第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。
- 第2条の事業年度は、定款附則2にかかわらず、毎年4月1日から翌年3月31日まで  
とする。

### 別表

種 別	会 費
正 会 員	年額3,600円
贊 助 会 員	